

公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書

ＩＬＯ94 号条約は、国や自治体に対して公共事業・公共サービスの現場で働く労働者について、受託事業者やその下請け事業者に対して、以下のような一定の基準を守らせることを求めています。

その基準とは、①同種の労働に対して、一般的水準に劣らない有利な賃金(手当を含む)を規定すること、②健康・安全・福利厚生を確保する十分な措置を講じること、③通常の労働時間・割増賃金・休日・疾病休暇について規定すること、④以上の労働条項を厳守する措置として、十分な監督制度を維持し、制裁措置を規定することです。

残念なことに、日本政府は、労働基準法が整備されているなどの理由で IL094 号条約を批准していません。現実には、公契約における一方的な単価削減や競争入札により、賃金・労働条件は民間相場を下回る状況になり、その状況を労働基準法等で防ぐことはできていません。国や自治体は、国民・住民の生活を守り、地域経済の振興を図る責任があります。そのため自らが発注する公共関連事業や官公需に従事する労働者に適正な賃金が確保されるように責任を果たすべきであります。

よって、国におかれては、ＩＬＯ94 号条約を批准し、公共関連事業や官公需に携わる労働者の賃金・労働条件を適正に確保されること、そのために公契約法を速やかに制定されることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 25 日

広島県庄原市議会